

千曲市戸倉上山田地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下、「千曲市社協」という。）が開設する地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援の状態または事業対象者となった高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要支援状態等となった場合においても、その利用者が、可能な限りその居宅において、その有する意欲を高め、能力に応じ自立の可能性を最大限に引き出すことができるよう支援する。

2 事業所の従業者は、利用者に対し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、他の適切な保健医療サービス及び福祉サービス等並びに、地域の予防活動の場との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行う。

3 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、千曲市、他の指定介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 千曲市戸倉上山田地域包括支援センター
- (2) 所在地 千曲市大字戸倉2388番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元化的に行う。
- (2) 従業者
居宅介護支援専門員は常勤1名以上とする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(介護予防支援及び第1号介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援及び第1号介護予防支援の提供に際しては、あらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申し込み者又はその家族の同意を得なければならない。

2 介護予防支援及び第1号介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護予防サービス支援計画及びケアプランの作成又は変更

(2) 利用者又はその家族及び介護予防サービス事業者等との連絡

(3) 必要に応じて、地域の保健・医療・福祉サービス等への紹介その他便宜の提供

3 使用する課題分析は、厚生労働省の指示のものとする。

4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の場所は、原則として千曲市ふれあい福祉センターとする。

5 従業者は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し適切なサービスが実施されているか把握する。

(利用料)

第7条 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号介護予防支援を提供した場合は千曲市との委託契約による額とする。

2 通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収することができるものとする。なお、自動車を使用した場合は1Kmあたり37円を交通費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、千曲市戸倉・上山田区域とする。

(虐待防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他権利擁護のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 従業員に対する虐待の防止啓発・普及するための研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第10条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 6か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は千曲市、千曲市社協及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。